

教育委員会定例会日程

平成26年6月17日

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 議事

日程第1

議案第14号

小田原市就学指導委員会委員の委嘱について (教育指導課)

- 5 報告事項
 - (1) 小田原市いじめ防止基本方針策定の進捗状況について (資料1 教育指導課)
 - (2) 市立中学校生徒の検挙事案発生について (資料2 教育指導課)
- 6 その他
- 7 閉 会

議案第 14 号

小田原市就学指導委員会委員の委嘱について

小田原市就学指導委員会委員の委嘱について、議決を求める。

平成 26 年 6 月 17 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市就学指導委員会委員候補者名簿

任期：平成26年7月1日～平成27年6月30日

No.	選出区分	氏名	所属
1	医師	横田 俊一郎	小児科医
2	〃	山崎 伸	小児科医
3	〃	山口 隆之	精神科医
4	学識経験者	三橋 雅幸	小田原市立曾我小学校
5	〃	夏苺 宏	小田原市立泉中学校
6	本市を管轄する児童相談所職員	星野 幸雄	小田原児童相談所
7	本市区域内の特別支援学校教員	中村 尚見	神奈川県立小田原養護学校
8	特別支援学級設置小学校長	瀧本 朝光	小田原市立三の丸小学校
9	小田原市立中学校長	岩崎 由美子	小田原市立千代中学校
10	特別支援学級担任	橘田 京子	小田原市立足柄小学校
11	〃	川口 ひで代	小田原市立大窪小学校
12	〃	府川 真智子	小田原市立国府津小学校
13	〃	瀧本 正枝	小田原市立城南中学校
14	〃	興津 敬代	小田原市立城北中学校
15	教育委員会が必要と認める者	白石 泰夫	心理判定員
16	〃	田中 早苗	心理判定員
17	〃	小倉 直子	心理判定員
18	〃	内田 暁子	障がい福祉課
19	〃	栢本 恵子	障がい福祉課
20	〃	吉川 由紀子	健康づくり課
21	〃	小川 由野	特別支援教育相談室あおぞら
22	〃	井上 康子	情緒障害児通級教室
23	〃	町井 敦子	ことばの教室
24	〃	市川 嘉裕	教育指導課長
25	〃	椎野 美乃	教育研究所長

小田原市就学指導委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市就学指導委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、心身の障害等で特別な配慮を必要とする学齢児童又は学齢生徒（第5条第2項において「児童等」という。）に対する適正な就学指導に関する事項につき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 本市を管轄する児童相談所の職員
- (4) 本市の区域内に存する特別支援学校の教員
- (5) 特別支援学級を設置する小田原市立小学校の校長
- (6) 小田原市立中学校の校長
- (7) 小田原市立小学校又は中学校の教員で、特別支援学級を担任するもの
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(専門部会)

第5条 委員会に、専門部会を置く。

2 専門部会は、障害の程度が重度である児童等で委員会に出席できないと教育委員会が認めたものその他教育委員会が特に必要と認めた者に対する就学指導に関する事務をつかさどる。

- 3 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により選任する。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

「小田原市いじめ防止基本方針」策定スケジュール

月	日	会議名	会議検討内容等	市長	議会	教育委員会
4	中旬		関係各課への依頼			
5	2日(金)	作業部会①	素案検討、検討委員会設置準備			
	20日(火)	検討委員会①	策定方針・日程の確認、検討委員会(素案)の検討			定例会
6	11日(水)	作業部会②	検討委員会(素案)の調整、関係団体へ意見伺い調整 ↓	報告		定例会
7	上旬		関係団体へ検討委員会素案の提示 関係団体等意見聴取期間 (7月上旬～8月上旬)			
8	中旬	作業部会③	パブリックコメント前検討委員会案の検討(意見取り込み)			
	下旬	検討委員会②	パブリックコメント前検討委員会案の検討、完成→提示まで確認			定例会
9	初旬		厚生文教常任委員会にてパブコメ案等の報告	報告	9月定例会 厚生文教 常任委員会	
	中旬		パブリックコメント 期間 (9月中旬～10月中旬)			
10	中旬 下旬	作業部会④	パブリックコメントを受けての意見取り込み、調整			定例会
11	初旬	検討委員会③	最終案策定、公表・報告に向けた準備確認			
	下旬		公表	政策会議	12月定例会 前厚生文教 常任委員会	

意見聴取のための各課と各団体等との連携一覧表：6月11日現在

資料1-2

所管	会議名(団体名)	日程	場所	参加者	説明者	資料	内容	備考
青少年課	青少年健全育成 連絡協議会総会	2014/5/29 19:00~	大会議室	各地区育成推進 委員30名弱	浅野係長	A4×1	市基本方針策定の概要 説明と意見聴取の願 い	会の終盤に情報提供として連絡し ていただいた
人権男女 共同参画課	市人権施策 推進懇談会	2014/5/30 9:30~	601会議室		久保寺主査	A4×1	市基本方針策定の概要 説明と意見聴取の願 い	次回7/25の懇談会で議題に。教育 指導課より現状と課題を含めた説 明を希望
人権男女 共同参画課	市人権施策 推進懇談会	2014/7/25 9:30~	301会議室		教育指導課	素案	懇談会の議題として、 教育指導課より現状・ 課題等説明、その後意 見聴取	7/10までに資料等(素案・現状と 課題)を人権男女共同参画課へ届 ける 7/15座長と打ち合わせとのこと
健康づくり課	健康おだわら普及員 連絡協議会	2014/6/3 11:00~	保健センター がん対策室	17名	教育指導課 宮坂	A4×1	市基本方針策定の概要 説明と意見聴取の願 い	次回6/20・6/24の会で素案を渡す。そ の後意見いたなく(素案資料80部 健康づくり課へ)
健康づくり課	健康おだわら普及員 連絡協議会	2014/8/1				素案	意見聴取	
人権男女 共同参画課	小田原地区保護司会 理事会	2014/6/4	市民会館	保護司	北野主事	A4+素案	資料の配布	
人権男女 共同参画課	小田原地区保護司会 理事会	2014/6/13		保護司	北野主事	素案	意見聴取	
保育課	市保育会	2014/6/11 14:00~	合同庁舎	保育園長30名	教育指導課	A4+素案	市基本方針策定の概要 説明と意見聴取の願 い	次回7/9の会で意見用紙回収。 (資料は保育課へ)
保育課	市保育会	2014/7/9		保育園長30名		素案		
人権男女 共同参画課	市人権擁護委員会	2014/6/17 10:00~	301会議室	人権擁護委員 13名	高橋係長	A4+素案	資料の配布・説明	
人権男女 共同参画課	市人権擁護委員会	2014/6/30		人権擁護委員	高橋係長	素案	意見聴取	
健康づくり課	小田原市食生活改善 推進団体定例会	2014/6/27 10:00~						
青少年課	青少年健全育成連絡協議会 常任理事会	2014/7/8 19:30~		18名程度	教育指導課	素案	意見聴取のお願い	1番目に報告
教育総務課	地域ぐるみの教育推進 懇談会	2014/7月予 定	601会議室		教育総務課 (教育指導課)	A4+素案		

小田原市いじめ防止基本方針 素案（案）

〈目 次〉

はじめに	3
I 基本的な考え方	4
1 いじめの定義	
2 いじめに対する基本認識	
3 いじめ対策の基本理念	
4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方	
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめの早期対応・早期解決	
(4) 家庭との連携	
(5) 関係機関との連携	
(6) 地域との連携	
II 基本的施策・措置	8
1 市が実施する施策・措置	
(1) いじめの未然防止のための措置	
(2) いじめの早期発見のための措置	
(3) いじめの早期解決のための措置	
(4) 家庭・地域との連携	
(5) 関係機関との連携	
(6) その他	
2 学校が実施する措置	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめの未然防止のための措置	
(3) いじめの早期発見のための措置	
(4) いじめの早期解決のための措置	
(5) 家庭との連携	
(6) 関係機関との連携	
(7) 地域との連携	

III 重大事態への対処

13

1 いじめの重大事態

2 学校設置者又は学校による対処

- (1) 重大事態発生への報告
- (2) 事実関係を明確にするための調査
- (3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
- (4) 調査結果の報告

3 地方公共団体の長による再調査等

- (1) 再調査の実施
- (2) 調査結果の報告
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置

IV いじめ防止等を推進する体制

17

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

2 小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）

3 小田原市いじめ防止対策調査会（仮称）

4 小田原市いじめ防止対策再調査委員会（仮称） 再調査のための附属機関

はじめに

今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題は複雑化・多様化してきており、また、これまで顕在化していなかった新たな課題も生じてきました。そうした中で、学校・家庭・地域との協働を進めることが必要になっています。

今般、こうした社会情勢を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第11条では国が、法第13条では学校が、いじめ防止基本方針の策定を義務付けられています。法第12条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

本市では、平成16年4月に制定しました『小田原市教育都市宣言』において、「一人ひとりが尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます」等宣言し、その理念を具体化し実現を図るべく平成19年1月に『おだわらっ子の約束』を制定いたしました。「どんな命でも大切にします」「優しい心でみんなと仲良くします」等の約束を掲げ、学校、家庭、地域・社会が一体となった子供の健全育成を推進してまいりました。

また、第5次総合計画の目標の一つである「いのちを大切にす小田原」を推進するうえで重要な、小田原市人権施策推進指針を平成23年2月に策定し、基本理念でもある「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」をめざしています。

これらをふまえ、市内各学校においては、いじめ問題を含めた児童・生徒指導について様々な取組を展開しておりますが、今回の法の施行を受けて、これまでのいじめ防止と指導の在り方や、小田原の子供たちをめぐる様々な状況を踏まえ、小田原市におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、この『小田原市いじめ防止基本方針(仮称)』（以下、市の基本方針という）を策定します。

1 基本的な考え方

1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めているとおり、“児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）”であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子供の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、すべての子供に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子供も大人も次のような基本認識をもって問題に向き合う必要があります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間として絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こり得る。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。
- いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子供も含めた所属集団の構造上の問題である。
- いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃より多くの大人の目で子供を見守る必要がある。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

3 いじめ対策の基本理念

本市では、「いのちを大切にす小田原」の実現をめざし、未来を担う子供が地域で見守られながら健やかに成長できる環境づくりに努めます。

いじめ問題は、社会全体の問題であるという共通の認識をもち、大人と子供がともに当事者意識をもっていじめ防止等に取り組むため、次の6項目を基本理念に掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、全ての子供がいじめを行わず、子供も大人もいじめを放置することがないよう取り組みます。
- 大人は、あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであ

ることを子供達に伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切に
する心を育む教育活動の充実に取り組みます。

- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうることから、地域全
体で子供を見守ります。そのために、子供に関わる全ての大人がいじめを正し
く理解し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して取り組みます。
- 学校は、全ての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができ
るよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所
づくりと、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進め
ていきます。
- 家庭は、いじめの防止等に向け、子供たちの社会性や規範意識、コミュニケー
ション能力を育み、円滑な人間関係を築く基礎を養います。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

市や市教育委員会、学校は、「いじめ」の特徴を十分に認識し、日々「未然防
止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適
切に取り組むことが必要です。

また、いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のために、市や学校、
家庭、地域、関係機関とが連携して取り組むことが必要です。

(1) いじめの未然防止

- 家庭や学校では、子供の発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付け
させ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育みます。
- 子供たちが、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意
識できることが大切です。そのために、家庭や地域では、家族や大人とふれ
あう機会を充実させるとともに、大人は子供の育ちに関心を持ち、支えてい
く姿勢を示します。
- 学校は、教育活動全体を通して、子供たち一人一人に、豊かな情操や道徳心
と、他者との関わりの中で互いの人格を尊重し合える態度や社会性、自分の
思いを具体的な態度や行動で表すことができるコミュニケーション能力等の
育成に努めます。
- 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、
子供たちがいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けま
す。

(2) いじめの早期発見

- 教職員は、日頃から、児童・生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、
適切な対応ができるよう資質や能力の向上を図ります。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査等によって、常に児童・生徒の状況を
把握するとともに、困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに
努めます。

- 市は、家庭や地域と連携し、社会全体で子供をいじめから守り、子供のいのちを守る意識をもっていじめ問題に取り組むよう、家庭や地域に対して、いじめに関する啓発を行います。

(3) いじめの早期対応・早期解決

- 学校は、いじめがあることが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の個人が情報を抱え込むことのないよう、速やかに組織的に対応します。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子供の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応します。
- 学校は、いじめがあることが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。
- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対して、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

(4) 家庭との連携

- 家庭は、子供たち一人一人のささいな変化を見逃さないよう、日頃から子供とコミュニケーションをとるよう努めます。
- 学校と家庭は、児童・生徒一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むために連携して取り組みます。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒、双方の保護者を支援し、家庭との連携のもと、迅速な問題の解決に努めます。
- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、その背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行います。

(5) 関係機関との連携

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関や、地域の青少年育成団体等と協力して対処します。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処します。
- 「小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、学校や市教育委員会においては、関係機関の担当

者との情報交換や連絡会議の開催などにより、日頃から情報を共有する体制を整えます。

(6) 地域との連携

- いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せることから、学校と地域が連携して対応します。
- いじめを未然に防止していく上では、日頃から子供たちが、多様な価値観を持つ大人たちと様々な機会を通じて接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められているという思いを得られるような体験活動等を工夫します。
- 学校は、PTAや地域の関係団体等と連携して、社会全体で子供たちを見守り、健やかな成長を促す取り組みを推進します。

II 基本的施策・措置

法第 12 条では、地方公共団体に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることが求められています。それを受け、本市では、国が策定した「いじめ防止基本方針」及び神奈川県が策定した「神奈川県いじめ防止基本方針」を参考として、本市におけるこれまでのいじめ防止等に関する取組や小田原市学校教育振興基本計画等を踏まえ、地域の様々な関係機関・団体、市民の意見を取り入れ、市の基本方針を策定しました。

今後、この市の基本方針に基づき、次の取組を進めます。

1 市が実施する施策・措置

(1) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- いじめを未然に防ぐには、継続的、系統的な指導が必要であり、また、地域一体となって児童・生徒を見守る体制をつくることが大切であることから、幼保・小・中一体教育、地域一体教育を基盤とした「未来へつながる学校づくり」を推進します。
- 学校における全ての教育活動を通じた道徳教育と人権教育の充実に努めます。
- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校づくりを支援します。
- 「ネット上のいじめ」を防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒や保護者に対し、必要な啓発活動を行います。
- 警察や関係機関との連携により、いじめの未然防止につながる「非行防止教室」等を、学校や地域の実態に応じて実施します。
- 児童・生徒が主体となったいじめ防止の取組を学校に紹介したり、児童会・生徒会活動や異学年交流の活性化を支援したりするなど、児童・生徒の自主的な活動を推進します。

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- いじめの実態把握、早期発見のため、学校に定期的な報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて指導・助言を行います。
- いじめに関する相談や通報を受ける相談電話の設置や、スクールカウンセラー、ハートカウンセラーの学校への配置などにより、児童・生徒及び保護者への相談体制の整備を図ります。
- 市び関係機関・団体が設置しているいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めるとともに、相互の連携が円滑に進むよう努めます。
- 児童・生徒の小さな変化を見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチする意識を高めるために、教職員に対する研修の充実に図ります。

(3) いじめの早期解決のための措置（法第 23 条及び法第 26 条関係）

- 学校からいじめの報告を受けたときは、適切な対応がなされるよう状況に応

じて指導・助言を行います。

- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、解決に向けて関係学校が適切に対応できるよう、教育委員会が学校相互間の連絡・調整を図るとともに、自らも情報を共有し対応にあたります。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、学校警察連携制度を活用したり少年相談保護センターへ相談したりするなど、関係期間と連携して対応にあたります。
- 学校だけでは対応が困難な事案については、学校からの要請により、「児童・生徒指導支援チーム（仮称）」を派遣したり、県の「学校緊急支援チーム」と連携したりして、事案の早期解決を図ります。
- いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童・生徒の出席停止を命じる等の措置を講じます。
- 生徒指導関連の会議での情報提供や校内研修の資料の提供等により、教職員がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう取り組みます。

(4) 家庭・地域との連携（法第 17 条関係）

- 地域全体で学校の教育活動を支援する学校支援地域本部事業の制度を活用し、いじめ防止に学校と地域が連携し協力して取り組む体制づくりを推進します。
- 児童・生徒の規範意識や公共の精神をはぐくむため、「おだわらっ子の約束」の家庭や地域への一層の啓発を図るとともに、学校と家庭・地域が一体となって児童・生徒の「おだわらっ子の約束」を実践する態度を育てる取組を推進します。

(5) 関係機関との連携（法第 17 条関係）

- いじめ防止の対策が、関係機関、団体等との連携の下に適切に行われるよう「小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」を設置し、情報交換等を行うとともに地域で児童・生徒を見守る体制づくりを推進します。

(6) その他（法第 10 条関係）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう努めます。
- 市の基本方針に位置付けた施策、措置等の取組状況について、「小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」に報告し、年度ごとに点検し、国の基本方針が改訂された際も含め、必要に応じて見直しを行います。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の状況については、学校評議員会での議題としたり、学校評価の項目として設定したりするなど、その改善に努めます。

2 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

法第 13 条では、全ての学校に対し、国のいじめ防止基本方針、県や市の基本方針を参考として、学校いじめ防止基本方針を定めることとしています。

学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や取組内容等を定めます。

いじめの防止等には地域ぐるみで取り組む必要があることから、学校いじめ防止基本方針は、保護者や地域の方々、児童・生徒の意見を取り入れて策定します。

また、策定した基本方針については、学校のホームページや学校便り等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等に取り組めます。

各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針に則り、次の取組を進めます。

(2) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童・生徒の社会性を育むとともに、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力を育みます。
- 児童・生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- 児童・生徒がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちにできることを考えて行動できるよう指導・支援に努めます。
- 他の児童・生徒や大人との関わり合いを通して、児童・生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を育む取組を推進します。
- スクールボランティアの方々との活動や、地域の中での体験活動、異学年間・異校種間の交流の充実を図ります。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
- 「ネット上のいじめ」を防止するために、情報モラル教育を推進し児童・生徒の意識の向上を図るとともに、講演会の開催等、保護者への啓発に努めます。

(3) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得る問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から子供の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童・生徒が日頃から相談しやすい、いじめを訴えやすい体制を整えます。
- 教職員がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができ

るよう、校内研修等を実施します。

- アンケート調査にネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- 教育相談等で得た児童・生徒の個人情報については、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合は、教職員全体で共有し、適切に対処します。

(4) いじめの早期解決のための措置（法第 23 条関係）

- いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教員が抱え込まず、「いじめ防止等のための組織」を中心に、速やかに事実確認や対応方針の決定を行うとともに、それらの状況については市教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童・生徒の安全確保を図るとともに、いじめを受けた児童・生徒、保護者の苦しみや辛さを受け止め、解決に向けた対応や心のケアなどの支援を行います。
- いじめを行った児童・生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導します。
- いじめが解決したと思われた場合も、加害・被害の児童・生徒及びその保護者への継続的な指導・支援等を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と市教育委員会の間で情報を共有して対処します。
- これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関等と連携して取り組みます。
- インターネット上の不適切な書き込み等による「ネット上のいじめ」が児童・生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、被害の拡大を防ぐために、書き込み等を削除するなど必要な措置を行います。
- いじめに関する事実確認等で得た情報は、取り扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめの対応にあたっては、児童・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分配慮して、適切に対処します。

(5) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- PTAとの連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用するなど、いじめの防止等における家庭の役割や、児童・生徒がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さ等について、家庭への啓発を行います。
- 子供がいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校や関係機関等に相談や情報提供できるよう、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深めます。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(6) 関係機関との連携（法第 17 条及び第 19 条関係）

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関と連携して取り組みます。
- 「ネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や「ネット上のいじめ」が発見・通報された場合に迅速で適切な対処に向けては、警察や企業等と連携して取り組みます。

(7) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 青少年育成関係団体や学校評議員会、スクールボランティアなどの地域団体等との連携を図り、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努めます。
- 地域で子供たちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所、等地域の人々とふれあう機会の充実を図ります。

Ⅲ 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

いじめが重大事態（法第 28 条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）であるかどうかの判断は、次の考え方により、原則として各学校が判断します。

○ 次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

① いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）

学校は、直ちに事実関係を明確にするための調査に着手します。

○ 児童・生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たります。

2 市教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態発生への報告

重大事態が発生した場合、学校は、市教育委員会を通じて市長に報告します。また、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には、県教育委員会にも報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、市教育委員会又は学校で行います。調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生への報告を受けた市教育委員会が判断します。

〔判断の考え方〕

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合

- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

イ 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が行う調査は、後述する「小田原市いじめ防止対策調査会(仮称)」において実施します。

なお、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請します。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

当該情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市教育委員会が実施した調査結果は、直接、市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた児童・生徒又はその保護者に伝えておきます。

3 地方公共団体の長による再調査等

(1) 再調査の実施

重大事態について報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができます。

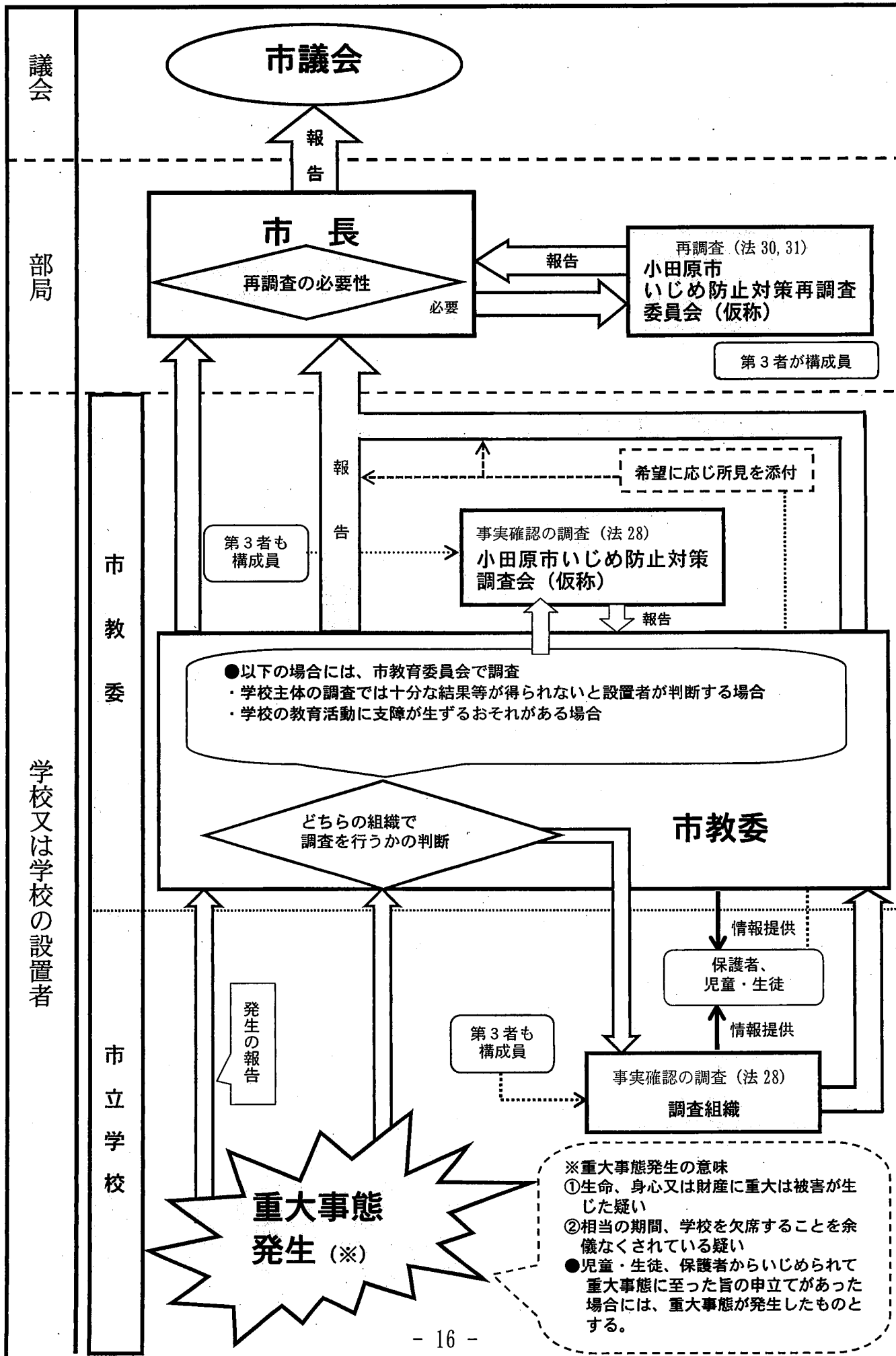
本市では、法第 28 条に基づき学校又は市教育委員会が実施した調査について瑕疵があると疑われる客観的事実が認められ、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると市長が認める場合、後述する再調査のための附属機関において再調査を実施します。

(2) 調査結果の報告

学校で発生した重大事態について実施した再調査の結果については、法第 30 条第 3 項の規定により市議会に報告します。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

市長および市教育委員会は、市長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。そこで、市教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、県教育委員会と連携し、必要な措置を講じます。



IV いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等のための組織

(1) 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、児童・生徒指導の根幹に位置付く組織であり、設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用する場合があります。その際、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加するなど、各学校において配慮することとします。

(2) 組織の構成員

この組織の構成員は、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等を中心として構成します。また、対応する事案に応じて第三者等も構成員に追加するなど、柔軟な組織運営を図ります。なお、重大事態の調査を学校自ら実施する場合は、この組織を母体とします。

(3) 組織の役割

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

2 小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）

(1) 連絡協議会の設置

いじめの防止等に向けて、市、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることが出来るよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体の代表者等で構成する「小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」を設置します。

(2) 連絡協議会の構成員

連絡協議会は、市立小・中学校、市教育委員会、P T A連絡協議会、自治会総連合、保護司会、ほか関係諸機関や民間団体の代表者等で構成します。

(3) 連絡協議会の役割

連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、次の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ・ 市の基本方針に基づく各団体の取組状況
- ・ いじめに関する地域の状況や課題
- ・ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- ・ 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し 等

3 小田原市いじめ防止対策調査会（仮称）

法第 14 条第 3 項及び法第 28 条第 1 項の規定により、学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うため、必要に応じて市教育委員会に付属機関として「小田原市いじめ防止対策調査会（仮称）」を設置します。

市立小・中学校、市教育委員会、P T A連絡協議会、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成する全体会議と、その下に、第三者機関として重大事態の調査を実施する下部組織を設置します。

4 小田原市いじめ防止対策再調査委員会（仮称）再調査のための附属機関

学校又は市教育委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果について、市長が必要であると認めた場合に再調査を行うため、法第 30 条第 2 項の規定に基づく再調査を行うための附属機関を設置します。

附属機関は、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

市立中学校生徒の検挙事案発生について

- 1 発生日 平成26年6月10日（火）

- 2 事案概要 A男及びB男は、他3人と共謀の上、正当な理由がないのに、平成26年2月25日午後9時45分頃、小田原市立小学校敷地内に侵入した（実害なし）ため、同年6月10日午前7時過ぎに検挙されたもの。

- 3 被疑者 (1) 住所 神奈川県小田原市居住
氏名 A男 14歳 中学3年生
(2) 住所 神奈川県小田原市居住
氏名 B男 15歳 中学3年生（当時14歳）

平成25年度学校事故等被害状況一覧(施設関係)

(平成26年3月31日現在)

No.	学校名	事故の種類	発生日時	被害状況
1	国府津小学校	落書き	4月19日(金)	屋内運動場入口付近に落書きをされた。
2	報徳小学校	消火剤散布	4月25日(木)	児童用昇降口に街頭消火器の消火剤を撒かれた。
3	鴨宮中学校	不法侵入及び器物損壊	4月27日(土)	部室に侵入され、野球部のバットが1本折られた。
4	桜井小学校	ガラス破損、消火剤散布	5月 8日(水)	理科室の窓ガラスが1枚割られ、職員玄関に消火剤を撒かれた。
5	矢作幼稚園	水道水流出、不法侵入	5月10日(金)	園庭内の足洗い場の水道水が流出していた。
6	鴨宮中学校	不法侵入	7月24日(水)	少年数人がプールに侵入し、更衣室に閉じこもった。
7	足柄小学校	不法侵入	8月15日(木)	高校生3人が夜間、高鉄棒で筋トレしていた。
8	城山中学校	水道水流出、不法侵入	8月30日(金)	体育館北側等の水飲み場から水道水が流出していた。
9	城北中学校	器物損壊(防球ネット焼失)	9月30日(月)	グラウンド南側の防球ネット及び西側の野球用ネットの一部が焼失した。
10	千代中学校	グラウンド荒らし、不法侵入	11月10日(日)	ピッチャーマウンド等で地面を掘り起され、プレハブ小屋の掛け金具を壊された。
11	鴨宮中学校	ガラス破損	11月10日(日)	F棟の玄関入口扉の窓ガラス2枚を割られた。
12	鴨宮中学校	消火剤散布	11月18日(月)	北門やF棟玄関付近にて消火剤を撒かれた。
13	早川小学校	プールへの投げ込み	12月27日(金) ～1月8日(水)	プール内にミニサッカーゴール1基が浮かんでいるのを教諭が発見した。
14	報徳小学校	不法侵入	2月25日(火)	少年5人が給食棟に登っているところを巡回中の警察官に見つかり補導された。
15	白鷗中学校	器物損壊	2月27日(木) ～2月28日(金)	倉庫の扉等が壊された。
16	矢作小学校	水道の蛇口の破損	3月17日(月) ～3月18日(火)	ピロティ前水道の蛇口7口が変形していた。
17	矢作小学校	不法侵入	3月29日(土)	10数人の成人男子が校地内に無断で侵入した。

平成26年度学校事故等被害状況一覧(施設関係)

(平成26年6月11日現在)

No.	学校名	事故の種類	発生日時	被害状況
1	城北中学校	消火剤散布	4月28日(月)	3年生数名が校舎内に土足で入り、持ち出した消火器の消火剤をグラウンドで撒いた。
2	大窪小学校	ガラス破損	5月2日(金) ～5月6日(火)	校舎2階の窓ガラス1枚が割られた。

議会等に情報提供したもの